

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	令和 8 年 8 月10日
【会社名】	西日本高速道路株式会社
【英訳名】	West Nippon Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 芝村 善治
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市北区堂島一丁目 6 番20号
【電話番号】	06-6344-4000（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 南 泰夫
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪市北区堂島一丁目 6 番20号
【電話番号】	06-6344-4000（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 南 泰夫
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	令和 8 年 1 月 5 日
【発行登録書の効力発生日】	令和 8 年 1 月21日
【発行登録書の有効期限】	令和10年 1 月20日
【発行登録番号】	8－近畿 1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 1,500,000百万円
【発行可能額】	1,375,000百万円 (1,375,000百万円) (注) 発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段() 書きは、発行価額の総額の合計額) に基づ き算出しています。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、令 和 8 年 8 月10日（提出日）です。
【提出理由】	令和 8 年 1 月 5 日付で提出した発行登録書に記載されている「第 三部 保証会社等の情報 第 2 保証会社以外の会社の情報 3 継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項」につい て、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構より「高速道 路機構令和 7 事業年度決算承認及び決算に合わせて開示する高速 道路事業関連情報について」と題する書面が作成、記者発表され たことによる当該書面記載の情報に合わせた情報の訂正及びその 他訂正すべき事項があるため、訂正発行登録書を提出するもので す。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

【訂正内容】

表紙の「提出理由」に記載のとおりです。

(注) 訂正を要する箇所及び訂正した箇所には、下線を付して表示しています。

第三部【保証会社等の情報】

第2【保証会社以外の会社の情報】

3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

(訂正前)

○独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。）に対する係る資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

本発行登録書提出日（令和8年1月5日）現在の機構の概要は以下のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地 神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号
子会社及び関連会社はありません。（令和7年9月30日現在）
- ④ 役員 機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くことされ、いずれも、国土交通大臣により任命されます。
また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされ、3名が任命されています。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しています。なお、役員の任期は、以下のとおりです。
理事長・・・令和8年3月31日まで（中期目標の期間の末日まで）
理事・・・令和9年9月30日まで（2年）
監事・・・令和7年度の財務諸表承認日まで（中期目標の期間の最後の事業年度についての財務諸表承認日まで）

- ⑤ 資本金及び資本構成 令和7年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は以下のとおりであり、資本金は、その全額を国及び関係地方公共団体が出資しています。
 - I 資本金 5,651,791百万円
 - 政府出資金 4,120,270百万円
 - 地方公共団体出資金 1,531,520百万円
 - II 資本剰余金 838,956百万円
 - 資本剰余金 2,526百万円
 - 日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金 850,932百万円
 - その他行政コスト累計額 △14,502百万円
 - 減価償却相当累計額 (△) △12,349百万円
 - 減損損失相当累計額 (△) △2,061百万円
 - 除売却差額相当累計額 (△) △91百万円
 - III 利益剰余金 9,523,042百万円
 - 純資産合計 16,013,789百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「通則法」といいます。）、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けていませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります（通則法第38条）。また、その監査については、機構の監事（通則法第19条第4項）及び会計監査人（通則法第39条）により実施されるもののほか、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

<中略>

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより令和9年9月30日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されています。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められていましたが、平成27年7月に国土交通省が、機構及び高速道路会社が自ら行った業務点検や「高速道路機構・会社の業務点検検討会」における意見をもとに「高速道路機構・会社の業務点検」をとりまとめています。

道路関係四公団の民営化の経緯については上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 事業等のリスク 1. 政策変更等に係る法的規制の変更について (1) 民営化の経緯」を、また、協定については「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 重要な契約等 (1) 機構と締結する協定について」を併せてご参照下さい。

(訂正後)

○独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。）に対する係る資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

本訂正発行登録書提出日（令和8年8月10日）現在の機構の概要は以下のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地 神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号
子会社及び関連会社はありません。（令和8年3月31日現在）
- ④ 役員 機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くこととされ、いずれも、国土交通大臣により任命されます。
また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされ、3名が任命されています。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しています。なお、役員の任期は、以下のとおりです。
理事長・・・令和12年3月31日まで（中期目標の期間の末日まで）
理事・・・令和9年9月30日まで（2年）
監事・・・令和11年度の財務諸表承認日まで（中期目標の期間の最後の事業年度についての財務諸表承認日まで）

- ⑤ 資本金及び資本構成 令和8年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は以下のとおりであり、資本金は、その全額を国及び関係地方公共団体が出資しています。

I 資本金	5,651,849百万円
政府出資金	4,120,299百万円
地方公共団体出資金	1,531,549百万円
II 資本剰余金	838,494百万円
資本剰余金	2,777百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932百万円
その他行政コスト累計額	△15,216百万円
減価償却相当累計額（△）	△13,057百万円
減損損失相当累計額（△）	△2,061百万円
除売却差額相当累計額（△）	△97百万円
III 利益剰余金	10,131,725百万円
純資産合計	16,622,068百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「通則法」といいます。）、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けていませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります（通則法第38条）。また、その監査については、機構の監事（通則法第19条第4項）及び会計監査人（通則法第39条）により実施されるもののほか、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

<中略>

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより令和9年9月30日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されています。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められていましたが、平成27年7月に国土交通省が、機構及び高速道路会社が自ら行った業務点検や「高速道路機構・会社の業務点検検討会」における意見をもとに「高速道路機構・会社の業務点検」をとりまとめています。

また、さらに10年が経過した令和7年8月に国土交通省が、機構及び高速道路会社が自ら行った業務点検フォローアップや「高速道路機構・会社の業務点検フォローアップ検討会」における意見をもとに「高速道路機構・会社の業務点検フォローアップ」をとりまとめています。これらの業務点検結果を受け、当社は関係機関と調整のうえ必要な取組みを行っていきます。

道路関係四公団の民営化の経緯については上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 事業等のリスク 1. 政策変更等に係る法的規制の変更について (1) 民営化の経緯」を、また、協定については「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 重要な契約等 (1) 機構と締結する協定について」を併せてご参照下さい。